

舞台芸術制作者オープンネットワーク
提言ガイドライン¹

- (A) ON-PAM全体提言
- (B) ON-PAM記名提言²
- (C) ON-PAM緊急提言
- (D) パブリックコメントへの回答
- (E) ヒアリングへの回答

0. 提言提案に関する規則

0. 1. (A) (B) (C) とも提案者はON-PAM正会員に限る。提言の提案に対する投票権はON-PAM正会員に限る。ON-PAM賛助会員並びに学生会員も議論に参加する権利、また (B) (C) において記名による賛同を表明する権利を有する。
0. 2. 提言の提案者は以下の規則を遵守するものとする。政策提言調査室は、提出された提言提案が以下の規則を遵守していることを確認するものとする。
0. 2. 1. 特定の政党あるいは宗教の宣伝意図を有する提言は不可。
0. 2. 2. 現行法に違反する提言は不可。³
0. 2. 3. 提言はON-PAM定款第1章第3条に定められた以下の活動目的に則るものとする。「この法人は、舞台芸術を推進する者が、主体的に参加する制作者を中心としたネットワークを国際的に構築、有機的に継続させ、舞台芸術が多様な価値観の発露として社会に活力と創造性とをもたらすという認識のもとに、同時代の舞台芸術の社会的役割の定義と認知普及、文化政策などへの提案・提言、その他この規約に掲げる種類の活動・事業を行うことで、舞台芸術の発展に寄与し、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。」
0. 3. 本規則並びにガイドラインに関する重要な変更には理事の過半数による承認を要するものとする。

提言提案の提出から提言実行までに要する手続き

1. (A) ON-PAM全体提言の手続き

¹ 「政策提言」に限らず、ON-PAM名義での各種ステートメント、声明、誓願、陳情、意見、パブリックコメントやヒアリングなども含め、広く「提言」とする。

² ON-PAM全体の意志を統一することにこだわりすぎると、なかなか提言が出せなくなる、というデメリットがある。そのために、会員の一部の賛同者が署名して出す記名提言も設けるものとする。

いずれにしても、ON-PAM名義での発信となるため、反対する意見を持つ会員もそれによって代表されてしまう危険性がある。また、(B)によって一部の賛同者によってON-PAM名義での発信が可能になると、複数の矛盾するような意見が発信されてしまうケースも考えられる。それを防ぐためにも、提言に反対する意見や矛盾する意見をもつ会員との対話の場を設けることとした。また、提言すること自体に反対する会員が一人でもいれば、公開の形で異議を提起し、提言を阻止する権利があるものとした。

³ ただし、現行法を批判することは可能とする。たとえば風営法改正を目指す運動は現行法に違反するものではない。

1. 1. ON-PAM全体提言の提案と理事会承認

ON-PAM全体提言を提案する者は、提言の文案と提言の仕方（ON-PAMサイトでの公開等）を含めた提案を政策提言調査室に提出する。政策提言調査室長⁴は提案が規則を遵守しているか、形式上の問題がないかを確認し、必要があれば提案者に助言を与える。政策提言調査室長が規則を遵守していないと判断した場合には、提案を提案者に差し戻す。政策提言調査室長が規則・形式上の問題がないと判断すれば、提案を事務局長に送付する。事務局長は提案を理事長に諮り、承認を得る。

1. 2. 提案の公示・意見交換・修正提案

事務局長は理事長の承認を得た提言提案を会員メーリングリストで会員に公示する。公示から最低一〇日間を意見交換の期間とする。提案に対して異議が出た場合には、提案者は誠実に異議を受けとめて議論をする責務を負う。公示から一〇日の期間中に、メーリングリスト上での議論で正会員から投票への異議が出なかった場合、あるいは異議を提出した者が投票に合意した場合には、投票の手続きへと進む。

メーリングリスト上での議論で合意が得られなかった場合には、提案者は異議をもつ者と対面して（Skype等も含む）、公開で議論ができる場を設ける。提案者は政策提言調査室担当理事と議論に参加したい会員が参加できるように日時を調整する責務を負う。政策提言調査室担当理事は議事進行の責務を負う。

議論の全ての参加者から投票を行うことへの合意が得られた場合には、投票の手続きへと進む。合意が得られなかった場合には、提案は提案者に差し戻される。

1. 3. 提案の修正

提案の公示後、議論を経て、提案者は提案を修正することができる。提案を修正した場合、再度、最低七日間の公示・意見交換期間を設ける。この期間中に、メーリングリスト上での議論で正会員から投票への異議が出なかった場合、あるいは異議を提出した者が投票に合意した場合には、投票の手続きへと進む。

メーリングリスト上での議論で合意が得られなかった場合には、提案者は異議をもつ者と対面して（Skype等も含む）、公開で議論ができる場を設ける。提案者は政策提言調査室担当理事と議論に参加したい会員が参加できるように日時を調整する責務を負う。政策提言調査室担当理事は議事進行の責務を負う。

議論に参加する全ての正会員から投票を行うことへの合意が得られた場合には、投票の手続きへと進む。合意が得られなかった場合には、提案は提案者に差し戻される。

1. 4. 投票

投票への合意が得られた提案については、事務局長が会員投票を執行する。投票期間は七日間以上とする。投票数が正会員の二分の一に満たない場合、投票は無効となり、提案者へ差し戻される。正会員の二分の一以上が投票し、かつ、投票者の二分の一以上の賛同を得たものは、ON-PAMとして承認したものと⁵、提案者と事務局が提案執行の責務を負う。

⁴ 必要に応じて代行を置くものとする。

⁵ ON-PAM 定款の以下の規定に準ずる。

（総会の定足数）

2. (B) ON-PAM記名提言の手続き

2. 1. ON-PAM記名提言の提案と理事会承認

ON-PAM記名提言を提案する者は、提言の文案と提言の仕方（ON-PAMサイトでの公開等）を含めた提案を政策提言調査室に提出する。政策提言調査室長は提案が規則を遵守しているか、形式上の問題がないかを確認し、必要があれば提案者に助言を与える。政策提言調査室長が規則を遵守していないと判断した場合には、提案を提案者に差し戻す。政策提言調査室長が規則・形式上の問題がないと判断すれば、提案を事務局長に送付し、臨時理事会⁶の招集を要請する⁷。臨時理事会で理事の過半数の承認を得られた場合には、会員に公示する。理事の過半数が公示に反対した場合には、反対理由とともに、起案者に提案を差し戻す。

2. 2. 提案の公示と意見交換

1. 2に同じ。

2. 3. 提案の修正

1. 3. に同じ。

2. 4. 投票

投票への合意が得られた提案については、事務局長が会員投票を執行する。投票期間は七日間以上とする。賛同者は記名か匿名かを選択できるものとする。全正会員数の十分の一以上の正会員の賛同を得た場合には、記名提言として承認され、提案者・賛同者（賛助会員・学生会員を含む）・ON-PAMの名義で提言できるものとし、提案者と事務局が提案執行の責任を負う。

3. (C) ON-PAM緊急提言の手続き

3. 1. ON-PAM緊急提言の提案

提案者が特に緊急を要すると考えた場合には、「ON-PAM緊急提言」として提言を提案することができる。緊急提言は提案者・理事会・賛同する会員の名義で発表するものとする。緊急提言の提案者は、提言の文案と提言の仕方（ON-PAMサイトでの公開等）、緊急性の根拠を含めた提案を政策提言調査室に提出する。政策提言調査室長は提案が規則を遵守しているか、形式上の問題がないかを確認し、必要があれば提案者に助言を与える。政策提言

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

（総会の議決）

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

⁶ 理事会開催が困難な場合は、持ち回り議決により審議する。

⁷ (A) と (B) の理事承認手続きのちがいについて。(A) については、最終的に会員の過半数の承認が必要なので、政策提言調査室長が規則に則っているかどうかを判断し、理事長が承認すれば、会員に提案できるものとする。(B) については、最低一五名の会員の賛同によってON-PAM名義での発信が可能になるので、まず理事会が提案を精査することとした。

調査室長が規則を遵守していないと判断した場合には、提案を提案者に差し戻す。政策提言調査室長が規則・形式上の問題がないと判断すれば、提案を事務局長に送付し、臨時理事会の招集と会員への公示を要請する。

3. 2. 提案の公示と理事会承認

政策提言調査室長の承認が得られた提案については、事務局長が臨時理事会招集と並行して、会員に公示する。公示期間は最低四十八時間とし、賛同した会員（賛助会員・学生会員を含む）は記名か匿名かを選択し、提案執行時の名義に含むものとする。

公示期間中に緊急提言の執行への異議を表明する正会員がいれば、事務局長は速やかに理事会にそれを伝える。理事会は異議を真摯に受けとめ、審議を進めるうえでこれを考慮に入れる責務を負う。臨時理事会で理事の三分の二以上が緊急性を認め、提案に賛同すれば、提案者と事務局が提言案を執行する。事務局長は臨時理事会の議事録を会員に対して速やかに公開する責務を負う。

公示を見逃していたなどの理由で、執行後に賛同する会員から名義追加の要請があれば、事務局長は可能な限り対応するものとする。

また、執行後に同様の理由で正会員から執行への異議が表明された場合には、提案者は理事・事務局長とともに誠実に異議を受けとめて全会員に公開の議論を行い、異議を表明した正会員にも同意できる対応を探るものとする。政策提言調査室担当理事は議事進行の責務を負う。

4. (D) への回答の手続き

4. 1. 政策提言調査室によるパブリックコメントへの回答

政策提言調査室は日ごろより舞台芸術に関する政策提言を可能にすべく調査を行い、また会員の意見を収集して、各種団体が募集するパブリックコメントへのON-PAM名義での回答を行うよう努めるものとする。

政策提言調査室長は回答案を会員メーリングリストで公示し、理事長に諮る。理事長の承認を得られた場合、政策提言室長は募集团体に回答を送付するものとする。公示中に会員から異議が表明された場合、政策提言室長はそれを誠実に受けとめ、提案を再検討する責務を負う。回答の送付に異議を表明する会員がいれば、回答案は取り下げるものとする。

4. 2. それ以外の会員によるパブリックコメントへの回答

各種団体が募集するパブリックコメントにON-PAM名義での回答を行いたい会員は、回答案を政策提言調査室に提出する。政策提言調査室長は回答案が規則を遵守しているか、形式上の問題がないかを確認し、必要があれば提案者に助言を与える。政策提言調査室長が規則を遵守していないと判断した場合には、回答を提案者に差し戻す。政策提言調査室長が規則・形式上の問題がないと判断すれば、回答案を会員メーリングリストで公示し、理事長に諮る。理事長の承認を得られた場合、政策提言室長は募集团体に回答を送付するものとする。公示期間中に会員から異議が表明された場合、提案者はそれを誠実に受けとめ、

提案を再検討する責務を負う。回答の送付に異議を表明する会員があれば、回答案は取り下げるものとする。

5. (E) ヒアリングへの回答の手続き

5. 1. 政策提言調査室によるヒアリングへの回答

政策提言調査室は日ごろより会員の意見の収集し、各種団体が行うヒアリングへのON-PAM名義での回答を行うよう努めるものとする。

ヒアリングには理事長あるいは政策提言調査室長、あるいは理事長か政策提言室長が指名した代理者が応答するものとする。

ヒアリングの回答が文書化されて入手可能な場合、政策提言室長はこれを会員に公開し、会員からの異議があれば、ヒアリングを行った団体にこれを伝える責務を負う。

(以上)